

2012年9月14日 全4頁

早期是正措置の区分、 バーゼルⅢに合わせて見直しへ

銀行が規制上の自己資本を下回った場合に発動する早期是正措置の「区分」をバーゼルⅢ準拠に改正

金融調査部 制度調査課 鈴木利光
経営企画部 金本悠希

[要約]

- 2012年8月7日、金融庁は、バーゼル規制に関して、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）における自己資本比率を下回った場合に発動する是正措置（早期是正措置）に関する省令等の一部改正（改正早期是正措置）を公表している（改正案の公表は2012年6月6日）。
- 改正早期是正措置は、バーゼルⅢを踏まえた「告示」の改正が、国際統一基準行に対し、2013年3月31日から適用されることを受けて、従来の早期是正措置が定める「自己資本の充実の状況に係る区分」（区分）を見直すものである。
- 具体的には、国際統一基準行に対する早期是正措置に係る区分のみを見直すものであり、国内基準行に係る区分や早期是正措置の内容は変更されていない。
- 改正早期是正措置は、2013年3月31日より適用される。

1. はじめに

2012年8月7日、金融庁は、バーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制）に関して、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）における自己資本比率を下回った場合に発動する是正措置（以下、「早期是正措置」）に関する省令等の一部改正（以下、「改正早期是正措置」）を公表している（改正案の公表は2012年6月6日）¹。

改正早期是正措置は、バーゼルⅢを踏まえた「告示」²の改正（以下、「改正告示」³。なお、本稿執筆時点では、国内基準行に関する告示の改正は公表されていない）が、国際統一基準行に対し、2013年3月31日から適用されることを受けて、従来の早期是正措置が定める「自己資本の充実の状況に係る区分」（銀行法26条2項及び銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令1条。以下、「区分」）を見直すものである。

改正早期是正措置は、改正告示同様、2013年3月31日より適用される。

以下、改正早期是正措置の内容を簡潔に説明するものとする。

2. 改正早期是正措置の概要

現行のバーゼルⅡ（及びバーゼル2.5）を踏まえた告示では、国際統一基準行は総自己資本比率8%以上、国内基準行は同4%以上とすべき旨規定している（告示2条、同14条、同25条及び同37条参照）。

現行規制上、銀行がこれらの最低所要水準を下回った場合に金融庁が発動しうる早期是正措置は、その区分（単体・連結共通）に応じて、図表1のような内容となっている（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令1条～同4条参照）。

¹ 金融庁ウェブサイト参照 (<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120807-3.html>)

² 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

³ 改正告示の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示①普通株式等Tier1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月12日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041201financial.html>)

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示②Tier1比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月19日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12041901financial.html>)

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示③総自己資本比率（連結）」（金本悠希）[2012年4月25日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12042501financial.html>)

◆大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]
(<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

図表 1 早期是正措置（現行） — 単体・連結共通 —

区分（パーセンテージは総自己資本比率）	早期是正措置		
	国際統一基準行	国内基準行	
非対象区分	8%以上	4%以上	—
第一区分	4%以上8%未満	2%以上4%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする）の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	2%以上4%未満	1%以上2%未満	自己資本の充実に資する措置に係る次の命令 ① 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ② 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ③ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ④ 取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制 ⑤ 一部の営業所における業務の縮小 ⑥ 本店を除く一部の営業所の廃止 ⑦ 付随業務等の縮小又は新規の取扱いの禁止 ⑧ その他金融庁長官が必要と認める措置
第二区分の二	0%以上2%未満	0%以上1%未満	次の措置のいずれかを選択した上でそれを実施することの命令 ① 自己資本の充実 ② 大幅な業務の縮小 ③ 合併 ④ 銀行業の廃止等
第三区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止の命令

(注1) 銀行が、自己資本比率が各区分を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を該当する区分を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、その早期是正措置は、当該計画の実施後に属することが見込まれる区分が掲げるものとする。

(注2) 第三区分に該当する場合でも、当該銀行の貸借対照表上の純資産に計上される金額の合計額が正の値である場合、すなわち資産の部に計上される金額の合計額（一定の資産については自己資本比率の算出日時点で評価替えを行う）が負債の部に計上される金額の合計額を上回る場合には、その早期是正措置令は、第二区分の二に掲げるものを含むものとする。

(注3) 第三区分以外の区分に該当する場合であっても、当該銀行の貸借対照表上の純資産に計上される金額の合計額が負の値である場合、すなわち資産の部に計上される金額の合計額（一定の資産については自己資本比率の算出日時点で評価替えを行う）が負債の部に計上される金額の合計額を下回る場合には、その早期是正措置令は、第三区分に掲げるものを含むものとする。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

改正早期是正措置は、国際統一基準行に対する早期是正措置に係る現行の区分を、改正告示に合わせて、図表 2 に記載する区分（単体・連結共通）へと改正している（国内基準行に係る区分や早期是正措置の内容には変更なし）。

図表 2 改正早期是正措置（2013年3月31日適用） — 単体・連結共通 —

	区分			国内基準行 (パーセンテージは総自己資本比率)	早期是正措置
	国際統一基準行				
	本則— (2015年3月31日～)	←経過措置 (2014年3月31日～2015年3月30日)	←経過措置 (2013年3月31日～2014年3月30日)		
非対象区分	4.5% ≤ 普通株式等Tier1比率 6% ≤ Tier1比率 8% ≤ 総自己資本比率	4% ≤ 普通株式等Tier1比率 5.5% ≤ Tier1比率 8% ≤ 総自己資本比率	3.5% ≤ 普通株式等Tier1比率 4.5% ≤ Tier1比率 8% ≤ 総自己資本比率	4%以上	—
第一区分	2.25% ≤ 普通株式等Tier1比率 < 4.5% 3% ≤ Tier1比率 < 6% 4% ≤ 総自己資本比率 < 8%	2% ≤ 普通株式等Tier1比率 < 4% 2.75% ≤ Tier1比率 < 5.5% 4% ≤ 総自己資本比率 < 8%	1.75% ≤ 普通株式等Tier1比率 < 3.5% 2.25% ≤ Tier1比率 < 4.5% 4% ≤ 総自己資本比率 < 8%	2%以上4%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする）の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	1.13% ≤ 普通株式等Tier1比率 < 2.25% 1.5% ≤ Tier1比率 < 3% 2% ≤ 総自己資本比率 < 4%	1% ≤ 普通株式等Tier1比率 < 2% 1.38% ≤ Tier1比率 < 2.75% 2% ≤ 総自己資本比率 < 4%	0.88% ≤ 普通株式等Tier1比率 < 1.75% 1.13% ≤ Tier1比率 < 2.25% 2% ≤ 総自己資本比率 < 4%	1%以上2%未満	自己資本の充実に資する措置に係る次の命令 ① 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ② 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ③ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ④ 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制 ⑤ 一部の営業所における業務の縮小 ⑥ 本店を除く一部の営業所の廃止 ⑦ 付随業務等の縮小又は新規の取扱いの禁止 ⑧ その他金融庁長官が必要と認める措置
第二区分の二	0% ≤ 普通株式等Tier1比率 < 1.13% 0% ≤ Tier1比率 < 1.5% 0% ≤ 総自己資本比率 < 2%	0% ≤ 普通株式等Tier1比率 < 1% 0% ≤ Tier1比率 < 1.38% 0% ≤ 総自己資本比率 < 2%	0% ≤ 普通株式等Tier1比率 < 0.88% 0% ≤ Tier1比率 < 1.13% 0% ≤ 総自己資本比率 < 2%	0%以上1%未満	次の措置のいずれかを選択した上でそれを実施することの命令 ① 自己資本の充実 ② 大幅な業務の縮小 ③ 合併 ④ 銀行業の廃止等
第三区分	普通株式等Tier1比率 < 0% Tier1比率 < 0% 総自己資本比率 < 0%	(本則に同じ)	(本則に同じ)	0%未満	業務の全部又は一部の停止の命令

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

以上